

2019年10月24日  
関西大学大学院入試グループ

**入学試験実施に際して感染症（インフルエンザ等）に罹患した受験者への対応について**

入学試験当日、学校保健安全法で出席停止が定められている感染症（インフルエンザ等）に罹患し、治癒していない場合、他の受験者や試験監督者等に感染する恐れがありますので、入学試験の受験をご遠慮願います。

この理由により入学試験を欠席する場合は、当該入学試験にかかる入学検定料を返還しますので、下記の要領で手続きを行ってください。

なお、本件は2020年1月以降に実施するすべての入学試験から適用します。  
ただし、入学試験が書類審査（選考）のみとなる場合は対象となりません。

記

**(1) 入学検定料返還の対象者**

学校保健安全法で出席停止が定められている感染症（インフルエンザ等）に罹患し、治癒していないために入学試験を欠席した志願者

**(2) 入学検定料返還の申請方法**

①次の日時までに関西大学 入試センター 大学院入試グループへ電話をしてください。

受付日時： i) 欠席する入学試験前日まで      9時00分～17時00分  
              ii) 欠席する入学試験当日            8時00分～最初の試験の集合時刻

連絡先：06-6368-0296

\*上記日時に連絡することなく欠席した場合は、通常の欠席として取り扱います（入学検定料の返還はいたしません）。

②以下の申請書類を概ね2週間以内に関西大学 入試センター 大学院入試グループへ提出してください。

- ・入学検定料返還申請書（電話による申請受付後に本学よりお渡しします）
- ・診断書（以下の内容が記載されているもの）
  - ◆ 病名：学校保健安全法で出席停止が定められている感染症名
  - ◆ 加療期間：欠席した入学試験日が含まれているもの

以 上